

## 崖線地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
配置	
隣接する建築物の壁面の位置を考慮するなど、周辺の街並みとの連続性に配慮した配置とする。	記載欄
崖線に抜ける道路の沿道では、壁面の後退や配置の工夫など、崖線の緑への視界を確保する。	記載欄
オープンスペースや空地を設けるなどにより、自然環境の保全に配慮するとともに、隣接するオープンスペースや崖線、多摩川などと連続性をもたせる。	記載欄
崖線の緑の景観が連続するような配置となるよう努める。	記載欄
外観	
建築物全体のバランスだけでなく、崖線の自然環境や周辺の街並みとの調和を図る。	記載欄
崖線上の主な視点からの見え方に配慮する。	記載欄
外壁は長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。	記載欄
色彩は、別表4-4-1（P. 79）に示す色彩基準に適合するとともに、崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。	記載欄
屋根や屋上に設備などがある場合は、建築物と一体的に計画するなど周辺からの見え方に配慮する。	記載欄

	<p>駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属設備や屋外階段は、建築物との調和を図り、周囲からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
高さ・規模	
	<p>著しく突出した高さの建築物は避けるなど、多摩川沿岸などの主な視点から崖線の緑への観望に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>崖線の緑や周辺の建築物群によるスカイラインとの調和を図り、崖線上の主な視点から山並みの稜線<sup>りょうせん</sup>への眺望に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>周辺の主な視点からの見え方に配慮し、崖線の緑による景観との一体性や調和を図る。</p> <p>記載欄</p>
緑化・植栽	
	<p>交差点などに面する敷地は、植栽するなど公共空間からの見え方に配慮する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>敷地内はできる限り植栽し、周辺の緑と連続するよう、屋上や壁面の緑化を積極的に行う。</p> <p>記載欄</p>
	<p>緑化にあたっては周辺の植生に適した樹種を選定し、地域環境との調和や保全に努める。</p> <p>記載欄</p>
外構	
	<p>公共空間や隣接する敷地などと調和した意匠に努める。</p> <p>記載欄</p>
照明	
	<p>崖線や多摩川などの自然環境に配慮し、過度な照明は使用しない。</p> <p>記載欄</p>
歴史・自然	
	<p>歴史的な建造物、遺構、残すべき既存樹木などが敷地内や周辺にある場合は、建築物の配置を工夫するなど、地域の特徴として生かす。</p> <p>記載欄</p>

敷地内に用水や湧水などがある場合は、それらを生かした空間形成に配慮するとともに保全を図る。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

## 立川崖線地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の建設等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
配置	
	隣接する建築物の壁面の位置を考慮するなど、周辺の街並みとの連続性に配慮した配置とする。 記載欄
	崖線に抜ける道路の沿道では、壁面の後退や配置の工夫など、崖線の緑への視界を確保する。 記載欄
外観	
	周辺の主な視点からの見え方を考慮し、街並みとの調和を図る。 記載欄
	色彩は、別表4-4-1（P. 79）に示す色彩基準に適合するとともに、崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄
高さ・規模	
	著しく突出した高さの工作物は避け、崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図り、崖線の緑への観望に配慮する。 記載欄
	長大な壁面の創出を避け、圧迫感の軽減に努める。 記載欄
緑化・植栽	
	敷地内はできる限り植栽し、周辺の緑と連続するよう、壁面の緑化を積極的に行う。 記載欄
	緑化にあたっては周辺の植生に適した樹種を選定し、地域環境との調和や保全に努める。 記載欄
外構	

	公共空間や隣接する敷地などと調和した意匠に努める。 記載欄
照明	
	崖線などの自然環境に配慮し、過度な照明は使用しない。 記載欄
歴史・自然	
	歴史的な建造物、遺構、残すべき既存樹木などが敷地内や周辺にある場合は、配置を工夫するなど、地域の特徴として生かす。 記載欄
	敷地内に用水や湧水などがある場合は、それらを生かした計画となるよう努める。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

## 立川崖線地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（開発行為）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
土地利用	
事業地内の緑は、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成されるよう配慮する。	記載欄
事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。	記載欄
不整形な残地は、緑地などとして活用する。	記載欄
事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園などのオープンスペースに取り込んだ計画とする。	記載欄
事業区域の土地利用計画は、周辺地域を含む将来的なイメージを意識したまとまりのある計画とする。	記載欄
電線類の配置は、道路の規模や機能などに応じて、地中化や電柱の配置などを工夫する。	記載欄
立川崖線の緑を意識したオープンスペースの配置とするなど、地域の特徴を生かした土地利用計画となるよう配慮する。	記載欄
造成等	
崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁 <sup>ようへい</sup> や法面 <sup>ほっぺ</sup> などが出現しないようにする。	記載欄
擁壁 <sup>ようへい</sup> や法面 <sup>ほっぺ</sup> の緑化などにより、圧迫感 <sup>あつぱくかん</sup> を軽減する。	記載欄
緑化・植栽	

事業地内はできる限り植栽し、周辺や崖線の緑と調和したうるおいある空間を創出する。

記載欄

崖線の植生に適した樹種を選定し、低中木や高木などをバランスよく植栽するなど、崖線の景観と調和した地域環境の保全に努める。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

立川崖線地区（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

立川崖線地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

当該行為における景観形成の考え方	
記載欄	
造成等	
	事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 記載欄
	崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。 記載欄
	堆積物の堆積の高さは、原則 5 m 以下とする。 記載欄
	崖線斜面での造成等はできる限り避ける。やむを得ず、尾根や斜面で造成等を行う場合は、法面緑化などの修景を行う。 記載欄
	擁壁や法面の緑化などにより、圧迫感の軽減を図る。 記載欄
	隣接地に近接して堆積しないよう、敷地周辺における空地の確保に努める。 記載欄
	土石、廃棄物などの堆積のために設置する壁面の高さは、原則 5 m 以下とする。 記載欄
外構	
	事業地には、塀や植栽を設置するなど周辺の街並みとの調和を図る。 記載欄
緑化・植栽	



立川崖線地区（土地の造成、土石、廃棄物その他の物件の堆積等）

事業地内はできる限り緑化を図り、周辺の街並みや崖線の景観との調和を図り、うるおいある空間を創出する。

記載欄

緑化に当たっては、崖線の植生に適した樹種を選定する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項